

八戸市立白銀小学校・白鷗小学校・白銀中学校地域学校連携協議会会則

(目的)

第 1 条 この会則は、「八戸市地域密着型教育推進事業推進校における地域学校連携協議会の設置等に関する要綱」に基づき、白銀小学校・白鷗小学校・白銀中学校（以下「三校」という。）の地域学校連携協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第 2 条 協議会は、学校運営に関する八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、三校の運営に関して、地域の住民及び保護者等(以下「地域住民等」という。)の参画等を進めることにより、学校と地域住民等の双方向の信頼関係を深め、その教育力を相互に高め合うことを通して、児童生徒の確かな学びと豊かな育ちに資することを旨とする。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、選ぶものとする。

- (1) 在籍する児童生徒の保護者
- (2) 白銀中学校校区の住民
- (3) 三校の教職員
- (4) 地域諸団体関係者、三校の校区の教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号のほか三校の校長が適当と認める者

2 八戸市教育委員会は、前項で選ばれた委員に対して委嘱状を交付する。

3 三校の校長は、協議の上、委員を推薦することができる。

4 委員の定数は、25名程度とする。

5 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

6 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、任命の日から1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定に関わらず、指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(守秘義務等)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び三校の学校運営に支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような非行を行うこと。

(報酬等)

第 6 条 委員の報酬は、無償とする。

(基本方針等の説明)

第 7 条 三校の校長は、次の各号に掲げる事項について、協議会の意見を基に毎年度基本的な方針等を作成し、その内容を同協議会に説明するものとする。

- (1) 各校の教育目標及び学校経営方針
- (2) 各校の教育課程の編成に関する方針
- (3) 各校の施設・設備の管理及び整備に関する状況
- (4) 前各号に掲げる事項の各校の前年度運営実績
- (5) その他三校の校長が必要と認める事項

2 三校の校長は、前項各号に掲げる基本方針等に基づき、その権限と責任によって各校の学校運営を行うものとする。

(運営についての意見)

第 8 条 協議会は、三校の学校運営に関する事項(学校予算の編成・執行に関する事項並びに職員の採用・任用・分限及び懲戒に関する事項を除く。)について、各校長に対して意見を述べることができる。

(運営への参画促進)

第 9 条 協議会は、三校の学校運営について、地域住民等の理解・協力・参画等が促進されるよう努めるものとする。

(情報発信, 点検及び評価等)

第 10 条 協議会は、地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、地域住民等の意見・要望等を把握し、その運営に反映するように努めるものとする。

2 協議会は、三校の学校運営の状況について、点検及び評価を行うものとする。

(情報の提供及び説明)

第 11 条 三校の校長は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第 12 条 協議会は、各校の校長の同意を得て、児童生徒の意見を聞くことができる。この場合において、児童生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をするものとする。

(会長及び副会長)

第 13 条 協議会に、会長1名(及び副会長を若干名を置く。)

2 会長は三校の校長が協議の上、指名する。副会長は、三校の校長と協議の上、会長が指名する。ただし、三校の校長その他の教職員を会長又は副会長に指名することはできない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

5 副会長が複数名いる場合は、会長の職務代行についての副会長の優先順位をあらかじめ定めておく。

(会議)

第 14 条 会長は、三校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事を掌る。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、三校の校長から報告及び説明を求めることができる。

5 三校の校長は、会議に出席し、及び意見を述べ、並びに職員を出席させることができる。

(企画推進部会)

第 15 条 協議会の中に、企画・推進部会を置く。

2 企画・推進部会は、専門部会の活動内容について検討・協議し、活動の進捗状況について協議会の委員に報告する。

3 企画推進部会は、校長、PTA会長、事務局、専門部会長をもって構成する。

(専門部会等)

第 16 条 第 8 条に規定する運営への参画等を具体的に進めるため、協議会に専門部会を置くことができる。

(事務局)

第 17 条 協議会の事務局は、三校のいずれかに置き、事務局長は三校教頭のいずれかが務める。

(解任)

第 18 条 協議会の委員は、次の各号の一に該当すると認められるときは、委員を解任されるものとする。

(1) 第 5 条の義務に違反したとき。

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

(委任)

第 19 条 この会則の実施に関し必要な事項は、三校の実態に即して協議会が定める。

附則

この会則は、平成25年5月31日から実施する。